

第 82 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時:2024 年 6 月 6 日 14:00-17:00

◆会場:財務省会議室及びオンライン開催

◆議題

NGO 提案議題

1. 開発途上国の債務再編に関する G7/G20 財務大臣・中央銀行総裁会議、IMF・世界銀行の取り組みおよび日本政府の政策について(特に、「グローバル・ソブリン債務ラウンドテーブル」)
2. 日本が世界保健機関(WHO)および世界銀行と連携して設立する「UHC ナレッジハブ」に関する財務省および世界銀行の関与について
3. 「BEPS 包摂的枠組み」の第 3 の柱としての国際課税への対応及びアジア共通金融取引税(為替取引税)の可能性について
4. アジアの公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)及びエネルギー移行メカニズム(ETM)におけるバイオマス関連事業の森林に及ぼす影響および GHG 排出評価について
5. インドネシア及びフィリピンの石炭火力発電所早期廃止に向けたエネルギー移行メカニズム(ETM)活用における問題点について
6. 原子力事業に対する MDBs(世界銀行・ADB)の支援方針と JBIC による NuScale への支援について
7. 国際協力銀行(JBIC)のポートフォリオ GHG 排出量測定・2030 年目標設定と豪スカボロガス田開発事業及びメキシコ・ガス火力発電 2 事業への支援決定について

◆参加者(順不同・敬称略)

NGO

1. 堀内葵(国際協力 NGO センター)
2. 柴田哲子(ワールド・ビジョン・ジャパン)
3. 堀江由美子(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
4. 稲場雅紀(アフリカ日本協議会)
5. 小泉尊聖(アフリカ日本協議会)※オンライン参加
6. 田中徹二(グローバル連帯税フォーラム)
7. 満田夏花 (FoE Japan)
8. 波多江秀枝 (FoE Japan)
9. 深草亜悠美 (FoE Japan)
10. 長田大輝 (FoE Japan)
11. 佐藤万優子 (FoE Japan)
12. 木口由香(メコン・ウォッチ)
13. 遠藤諭子(メコン・ウォッチ)
14. 鈴木康子(気候ネットワーク)
15. 玉村優奈(東京大学大学院)

16. 古沢広祐(JACSES／國學院大學)※オンライン参加
17. 田辺有輝(JACSES)
18. 喜多穂香(JACSES)
19. 本川絢子(JACSES)

【財務省】

20. 津田尊弘(開発機関課長)
21. 宇佐美紘一(開発機関課課長補佐)
22. 執行奈々美(開発機関課課長補佐)
23. 谷津佑典(開発機関課開発機関総括係長)
24. 佐藤暢幸(開発機関課開発機関第二係長)
25. 真船貴史(開発政策課開発政策課開発金融専門官)
26. 鈴木崇史(開発政策課開発政策課国際保健専門官)
27. 伊藤拓(開発政策課課長補佐)
28. 平木場毅(開発政策課課長補佐)
29. 山崎寛一(開発政策課課長補佐)
30. 山田論(開発政策課参事官室課長補佐)
31. 坂本桃(開発政策課参事官室課長補佐)
32. 野路允(主税局参事官室国際租税企画室長)

【JBIC】

33. 鈴木洋之(経営企画部業務課長)
34. 花形峻(経営企画部企画課長)
35. 佐藤大心(エクイティ・インベストメント部第1ユニット長)
36. 赤林勉(電力・新エネルギー第1部長兼第1ユニット長)
37. 曾根紗織(サステナビリティ統括部第1ユニット長)
38. 細井恵介(エネルギー・ソリューション部第1ユニット長)
39. 吉田晋也(電力・新エネルギー第2部第3ユニット長)

NGO 議題 1: 開発途上国の債務再編に関する G7/G20 財務大臣・中央銀行総裁会議、IMF・世界銀行の取り組みおよび日本政府の政策について(特に、「グローバル・ソブリン債務ラウンドテーブル(GSDR)」)

堀内:

本議題は、一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワークの開発ユニットの 4 人が共同提案を行っているが、本日は私が代表して質問する。基本的な背景と質問は資料にある通りなので、回答を伺いたい。何か追加であればお願いする。

MoF 真船:

質問は二つ頂いたと理解している。質問 1 は、公的債務にかかるグローバル・ラウンドテーブル(GSDR)に関する質問について。GSDR は基本的に年 2 回、大臣レベルの会議を開催している。それに向けて次官級、専門家レベル等、幾つかの階層で議論を行っている。世界銀行から公表されているプログレスレポートをご覧になると分かるが、多様な論点を数多く議論しており、網羅的に案内することが難しいことを理解頂きたい。

最近の GSDR で日本が主に強調しているものは二つある。1 点目は G20 の共通枠組のタイムラインであり、プロセスを明確にして予見可能性の向上を図ろうとしている。もう一つは、債務の透明性の確保と、そのための関係者間の協調強化を図っていくこと。基本的にこの 2 点を強調しており、直近の GSDR でも鈴木大臣から発言があった。いずれにしても、GSDR 自体は債権国・債務国・民間セクターと、立場の異なる三つの主体が参加して、債務問題に係る課題について共通の理解を醸成しようという、非常に有益な目的を有している会議体だ。引き続き日本としては、グローバル・ソブリン債務ラウンドテーブルの議論に積極的に参加していきたいと考えている。

質問 2 の G7、G20 に係る質問について。先般の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議では、特に債務再編に関して主に 3 点について議論している。1 点目の質問と重複する部分があるが、コミュニケを見て頂ければ分かる通り、1 点目は、予見可能で適時に秩序立ち、かつ連携した方法で債務措置に係る G20 共通枠組の実施を改善して、明確性を与えることを期待すること、2 点目は、スリランカの事例をベースに、中所得国の債務脆弱性を多国間の協調で対処すべきこと。最後に、債務データの正確性と透明性の向上を含めて、全ての主要な債権者によるデータ共有の取り組みへ参加を呼びかけること。

日本としてもこの 3 点は G7、G20 の場で大変重きを置いている課題であり、とりわけ日本の主張に寄り添った内容になっている。日本としては、引き続き他の G7 諸国の他、中国も含めた新興債権国、IMF、世界銀行等と協調して、適切に対応していきたいと考えている。

MoF 宇佐美：

国際開発協会(IDA)関連の質問 3、質問 4 について回答する。まず質問 3 について、IDA は低所得国に対する支援を通じて、経済成長と貧困削減を目指す世界銀行グループの一機関であり、国際保健、債務問題といった日本が重視する開発課題を前進させる上で、重要な機関と考えている。IDA21 については、まさに本年末の妥結を目指して、現在交渉を行っているところであるが、保健システムの強化、防災等の気候変動の適応への対応、債務の透明性・持続可能性等、日本が重視する開発課題が、今後、重点政策に位置付けられるよう、政策面・資金面から積極的に議論に貢献していきたいと考えている。

質問 4 について、まず、IDA の民間セクター投資枠は、IDA の財源を活用して国際金融公社(IFC)と多数国間投資保証機関(MIGA)にリスク軽減策を提供することにより、両機関による最貧国および紛争国での民間セクター支援を可能にするもので、最貧国や紛争国のように、民間ビジネスが難しい国への民間投資の招致や促進において、重要な役割を果たしてきた。また、IDA の危機対応枠は、自然災害や公衆衛生上の緊急事態・経済危機に対して、最後の手段としての資金(ラストリゾートファイナンス)を提供する他、疾病や食料危機のような漸進的に進む危機への早期対応資金を提供するもので、IDA がショックに直面する借入国に対して、システムティックに予見可能な形で追加的支援を提供することを可能としている。

これらの民間セクター投資枠や危機対応枠は、IDA の増資交渉や中間レビューを通じて、見直しや改善の議論が行われている。今回頂いた意見に加えて、独立評価グループの報告等も踏まえつつ、IDA がより効果的・効率的に支援を提供できるよう、引き続き日本として IDA に関する諸制度および手続きの見直しに関する議論に積極的に参加していきたい。最後に、気候変動に関する別のファシリティを設けるとのご提案については、具体的な内容を承知していないため、回答は差し控えたい。

堀内：

まずは質問 1、2 の GSDR に関してだ。日本政府も G7、G20 のメンバーであり、IMF、世銀への主要出資国の一つとして、債務再編の議論に積極的に関わっていることが改めて分かった。市民社会側としても、先日に発表されたレポートを基に、さらに検討を進めていきたい。こちらの議題提案書に書いてある通り、世界中の市民社会が債務再編の課題を提起している。特に経済課題と気候変動の関連で、GSDR や債務再編の議題について提案している。

その中の一つが、今年 5 月にイタリアで開催された C7 サミットで発表された C7 コミュニケについてだ。これは G7 諸国に対する政策提言書で、様々な分野がある中、一つが気候資金と経済・債務課題に関する提言だ。非常に多くの論点があるため、幾つかに絞る。まず GSDR は、債権国、債務国、そして G20、世界銀行が主導する形で行われている。基本的に債務編成の議論では、もちろん GSDR も重要だが、国際連合の場で解決する方法を議論、提案している。多様な債権者が関わることは承知しているが、国際連合というある種の共通の場で債務再編の議論が進むことについて、日本政府としての見解を伺いたい。

また、先ほどの GSDR の 2 点目で、透明性について協調すると言われた。GSDR 自体は、もちろん国際連合として参加していない。市民社会でも参加している団体は限られている。例えばワークショップや幾つか情報提供の場があることは聞いているが、実質的な参加がない。市民社会としては国際連合の参加が拡大すれば、より透明性の向上に繋がると考えている。また、C7 の提言の一つでもある特別引出権 (SDR) の資金拠出、あるいは国際開発機関のリチャネリングについても提案があったが、言われたように本日は時間がないと思うので、あらためて議論を進めたい。

重要な点は、ODA の 0.7 パーセントの目標をしっかりと達成して欲しいということだ。特に G7 諸国、先進国の一員である日本政府の責任として、国民総所得 (GNI) 比 0.7 パーセントを達成して欲しいというのがベースにあり、そこでさらに債務再編の議論になる。ODA 資金の増額も、一つの論点だと思う。

堀江：

今回の添付資料について、セーブ・ザ・チルドレンのブリーフィングも参考として提出している。同資料にもある通り、IDA は対象国である世界 75 カ国の最貧困国にとって ODA の大部分を占める資金であり、かつ、それぞれの国で非常にニーズの高い基礎社会セクターの分野に多くの割合が割かれている。加えて、パンデミック等の変化にも柔軟に対応しながら、拠出が行われており、我々としても、その点には大変注目している。IDA21 における投資規模の面と共に、運用における改善・改革についても期待している。今回、日本政府が合同開発委員会の

日本国ステートメントにおいて、積極的に貢献していくと発言されたことについては歓迎している。

1 点目で、IDA の位置付けについて回答頂いた。現在日本政府として、世界銀行の様々な基金に対して拠出されていると思う。その中には例えばグローバル・ファイナンス・ファシリティのように、IDA との連携によって、計画実施の成果をベースに、IDA の資金をレバレッジする連携や相乗効果も確認されている。これら基金間の連携や相乗効果も、IDA の位置付けや評価におけるポイントになっているのかどうかを伺いたい。

投資枠について、照会を頂き幾つかの補足資料で提出したが、民間セクター枠 (PSW-Private Sector Window) について、市民社会組織やリサーチ機関により、有効性及び資金動員の効果、透明性の欠如を問うような報告もされている。特に我々が留意している点は、これが最貧国のニーズに沿った支援となっているのかについてだ。今後はこの提起を踏まえて交渉にも臨んで頂けるとのことだったが、ぜひこの辺りもさらに検証頂きたい。危機対応枠 (Crisis Response Window) について、例えば資料として送った Centre for Disaster Protection によるレポートで、運用上の改善や透明性の向上についても同様である。特に緩やかに進行する災害におけるトリガーポイント、適格基準をより柔軟に、災害が予防的に見つかるような見直しを含むアクセス向上の必要についても指摘されている。これらも踏まえて、交渉をお願いしたい。

最後に、気候変動に関する別のファシリティについて、我々の調査不足でより詳細な情報を提供できず申し訳ないが、こちらはもう少し詳しく調べて、また情報提供を行いたい。セーブ・ザ・チルドレンとしては、持続可能な開発と気候変動対策がより統合的になることを期待する。両者が関連づく中で統合的に取り組む必要性がある。そのためには、統合的な資金の供与やテクニカルサポートが必要とされる。その中で、世界銀行等の国際開発金融機関、MDBs の役割の重要性も非常に重視している。これらを踏まえた議論がなされることを期待している。

MoF 真船:

最後のほうで2点頂いたと思う。まずは国際連合との協調について。実際に国際連合の幾つかの合意文書の中で、債務に触れているが、基本的には G20 やパリクラブ等で進めている議論と、アラインしたような形の内容が入っている。ただ、議論内容の重複の問題があり、国際連合でも行う、パリクラブでも行う、世界銀行でも行う、経済協力開発機構 (OECD) でも行うとなると收拾がつかなくなってしまうため、G20、G7、パリクラブ等、ある程度は伝統的なフォーラムで議論していくことが適切だと思う。その一方で、各機関にはそれぞれの役割がある。役割を踏まえて、国際連合等と適切に協議していきたい。

2 点目、GSDR の門戸を広げるべきではないかという話について。実は G7 でも全てが GSDR に参加しているわけではなく、参加をフリーにしてしまうと、議論が拡散してまとまるものもまとまらない状況になる恐れがあるため、債権国、債務国、民間セクターからの参加をある程度は限定した形で進めている。他方、幾つかのセミナーやフォーラムについては、普段は参加しないような市民社会組織、CSO から参加があり、有益だと思うものはある程度オープンにしている。その辺りはぜひ関係のある市民社会組織等と協調して、対応して頂けると考えている。

MoF 宇佐美:

IDA に関する質問に回答する。1 点目の世界銀行の基金との連携については、ご指摘の通り、基金との連携を

考える上でも、IDA の支援は非常に重要である。一つ例を挙げると、2022 年にパキスタンで大きな洪水が起き、国土の 3 分の 1 が水没したが、この際に IDA は迅速にパキスタンに資金を提供し、住宅再建や危機からの復興に取り組んだ。この際、日本の防災に関する信託基金を通じ、単に住宅再建するのではなく、より強靱な住宅になるよう技術支援を行った。このように、IDA の本体支援と信託基金の相乗効果を発揮させることが大事だと考えている。

民間セクター枠や危機対応枠については、運用上の改善について様々指摘されており、ご指摘も踏まえて、議論していきたい。危機対応枠について、トリガーや予防の話があったが、世界銀行全体で危機予防対応ツールキットを作成しており、これは IDA 国にも適用されるものとなっている。これまでの危機対応は「対応」の部分に重点が置かれていたが、Crisis Preparedness and Response Toolkit は、「予防(Preparedness)」にも重点を置き、一体で支援できるツールとなっており、今後このようなツールが IDA 国に対する支援にも活用されていくと考えている。

持続可能な開発や統合的なサポートについては、ご指摘の通り、個別のウィンドウを設けて気候変動を支援すると、資金が分散してしまうと考えている。

堀内：

追加で 1 点、特別引出権(SDR)について伺いたい。市民社会ネットワークの意見としては、開発途上国の全般的な基礎サービスや社会開発を進めるために債務を削減し、そのための資金として SDR を追加的に発行すべきという提案を行っている。これについて日本政府は、現在、引き受けている 30 パーセントは出すと言って頂いている。フランス政府の 20 パーセントが駄目だった時に、G7、G20 の政府がそれに続くように、ぜひ日本政府としてはリーダーシップを発揮してほしい。その辺りの議論の進捗について、最新情報があれば伺いたい。

MoF 津田：

SDR の活用は、IMF の取引にも非常に関係する。これは開発のためのツールではないため、流動性や通貨制度の中で決められる。ただし、IMF の譲許的融資である貧困削減・成長トラスト(PRGT)等だけではなく、MDB にも活用しようという話は、G20 の委託を受けた CAF レビューでも指摘されている。我々も一定の条件が満たされれば、真剣に検討し得るものであると考えている。先日の IMF の理事会でも、アフリカ開発銀行と米州開発銀行の提案について、一定の条件が揃い流動性が確保されれば、リザーブカレンシーとしてのステータスも有するという議論が行われた。当然、我々だけが出すと言っても流動性がないため、様々な会議の場で、これは非常に大事なものであるということを訴えていく。我々も、既に発表している通り、条件が揃えばしっかりと検討していく。

NGO 議題 2. 日本が世界保健機関(WHO)および世界銀行と連携して設立する「UHC ナレッジハブ」に関する財務省および世界銀行の関与について

稲場：

世界保健機関(WHO)および世界銀行と日本が連携をして設立する UHC ナレッジハブに関する財務省と世界銀行の関与について伺う。

MoF 鈴木:

UHC ナレッジハブは我々も非常に力を入れている取り組みで、今回、質問を頂き感謝する。頂いた質問に沿って回答する。まずは簡単に経緯を申し上げる。UHC ナレッジハブは、昨年 5 月に日本が議長を務めた G7 広島サミットの首脳声明において、財政、知見の管理、人材を含む UHC に関する世界的なハブ機能の重要性が確認された。これを踏まえて日本政府として、ハブ機能を日本に設置することを目指し、これまで WHO や世界銀行等の関係機関と検討を続けてきた。4 月に世界銀行の春会合の際にイベントで鈴木財務大臣から発表した通り、2025 年に日本での設立を目指している。現在はまさに WHO、世界銀行と引き続き協議を行っている。

質問 1 にある日本政府内での役割分担について、基本的に WHO との調整を厚生労働省が行い、世界銀行との調整を財務省で進めている。基本的に厚生労働省と財務省の 2 省が中心となって担当している。もちろん外務省等のグローバルヘルスに関係する関係省庁とも、密に連携しながら対応している。世界銀行、WHO の役割について、UHC ナレッジハブにおいて、世界銀行と WHO それぞれの強みを生かして連携を促進することを主眼に置いている。WHO は UHC に関係する保健や医療の政策に関する知見を有している。世界銀行に関しては特に保健財政で、ヘルスファイナンスに関する知見を有している。それぞれの強みを両者が生かして連携することによって、途上国の UHC 達成に向けた取組を支援することを目指している。

質問 2 に移る。UHC ナレッジハブの活動において、どのような知見を重視するのかについて質問を頂いている。UHC ナレッジハブの活動として我々が想定しているものについてだ。1 点目は、UHC に関連する知見である。その中には先ほど申し上げた保健財政も含まれるが、知見の収集および共有、さらに途上国の保健当局および財務当局の関係者の育成支援を中心に取り組むことを想定している。その際に日本が有している UHC 関連の知見、経験がある。高齢化が進んでいるので、例えばアジア地域の諸国において、高齢化が喫緊の課題としてあがってきており、そこで日本の高齢化に関する知見等を活用することも想定している。さらなる具体的な活動内容については、まさに現在、来年に向けて WHO、世界銀行と協議を続けている。率直に申し上げて、決まっていないことも非常に多いため、これ以上は現時点で伝えることはできないことを理解頂きたい。

どのように収集した知見の分析・共有等が行われるのか、参考にすべきモデル等があるのかの質問については、基本的な考え方として、知見の収集・分析・共有の活動は、WHO と世界銀行がそれぞれの強みを生かし、そのような活動を実施できるような在り方を目指し、現在は具体的な方法について、WHO、世界銀行と協議を続けている。例えば世界銀行について申し上げますと、これまで世界銀行は UHC や UHC に関係する保健システム強化の研修プログラムを、途上国の関係者に対して長年実施している。その観点で、途上国の人材育成に関する知見、経験を有していると考えており、これらの強みを活用できると考えている。

次の質問は、知見の共有の裨益者として、どのような人々が優先されているのかについてだ。我々としては、UHC ナレッジハブの一つのテーマとして、途上国の UHC 達成のためには、国内資金動員を通じた安定的な財源確保を含む、持続的な保健財政の制度構築が重要であると考えている。そのために保健当局だけでなく保健当局と財務当局が連携し、財務当局も保健アジェンダにしっかりと関与する形で対応することが不可欠であると考えている。財務省としてもこれまでに長年、国際場裡で訴えてきたことである。これらの観点から UHC ナレ

ジハブにおいて、特に人材育成の対象者は主に途上国の保健当局、および財務当局の政策立案者、実務者等に知見を共有して、能力を育成することを想定している。

次は UHC ナレッジハブにおける知見共有の中身において、どのようなテーマを対象にするのかについてだ。それから様々なコミュニティのエンパワーメント等、UHC ナレッジハブの課題において、どこが優先されるのかについて質問を頂いた。先ほども申し上げた通り、現在は具体的な活動内容、どのような課題・トピックを取り扱うのかについて、WHO、世界銀行と引き続き協議を行っているため、現時点で詳細な回答は申し上げることができない。引き続き積極的に関係者と検討協議を進めていきたい。

最後の質問だが、予算関係と 2 点あると思っている。一つは、UHC ナレッジハブの運営資金が、これまで行っていた多国間・2 国間援助に対して追加的に拠出されるのか、それとも既存の援助の一定部分を振り替えるのかについてだ。予算を検討するに当たり、まずは関係者と UHC ナレッジハブで何をするのかについて、合意に至らないことには具体的な検討を進めることができない。繰り返しになるが、現在は活動内容等について、世界銀行、WHO と調整を継続しており、現時点で予算をどうするかについて伝えることは差し控えたい。いずれにしても、作ることには既に決まっているため、必要な予算を適切に確保していきたい。

最後は UHC ナレッジハブと UHC2030 との連携・協力の在り方について、現時点で何か検討されているのかについてだ。UHC ナレッジハブの活動において、協力機関としては WHO、世界銀行が軸となる。それ以外にも、UHC に関係する他の国際機関、慈善団体、民間団体等、幅広いパートナーと連携することにより、UHC に関するモーメンタムづくりにも貢献していきたいと考えている。現時点では、具体的にどのような機関と連携するかまでの検討に至っていない。もちろん UHC2030 は、UHC に関係する主要な機関と認識しているので、関係機関の一つとして、今後の連携の在り方を検討することはあり得ると考えている。

稲場：

我々も答えを予測した上で質問しており、大体は予測通りの答えを頂いたと思っている。その上で、若干の追加質問をする。まず UHC は第一に、WHO・世界銀行の定義でもそうなっていると思うが、質の高い必要な保健医療サービスを提供すること、つまり保健システム強化の部分がある。第二に、お金の心配なく医療にかかることができる、つまり、保健財政の部分がある。基本、UHC はこの二つで構成されていると理解している。保健システム強化と保健財政の部分に関して、どのような役割をこのナレッジハブが果たすのかについて、我々としては関心がある。もちろん保健財政も大事であることは理解している。保健システム強化の部分については WHO が主に管轄していると思うので、厚生労働省に聞いたほうが良いかもしれない。私たちとしては、保健財政以外の部分も必要だと考えている。実際、世界銀行やアジア開発銀行もそのことに取り組んでいると思う。その意味合いで、ぜひそちらもお願いしたい。

もう一つ、保健医療サービスの価格を安くするという話があると思う。日本でも保健医療サービスの高価格が問題だが、途上国は日本以上に金がない。どのように安価で医薬品等を調達するのも大事である。その意味合いで考えると、どのように保健財政で国内資金動員(Domestic Resource Mobilization)を進めるのかに加えて、どのように必要な資源を安価に調達するのが非常に大事だと思う。この点について、日本政府には、

「公定薬価制度」等の知見もあるだろう。この辺りについて、知見収集の対象になるのかについて教えて頂きたい。

さらに、公的医療保険制度はもちろん非常に大事で、これが UHC の根幹を成すわけだが、それに対する補完的な役割を果たす制度として、社会福祉制度や公的扶助制度がある。必ずしもこの辺りはしっかりと議論されていないところだと思う。例えば日本の場合、最貧層に対する医療提供は、公的扶助の中の医療扶助で行われている。日本で最底辺層における保健アクセスが可能になっている大きな要因が、生活保護法上の医療扶助である。また、途上国の UHC に関していえば、条件付き限定給付等、税ベースの制度が最貧層や貧困層の医療アクセスを支えるものとして役立っていると思う。その意味合いで考えると、介護保険制度に加えて、それをどのように補完するのかという部分も非常に大事である。かつ、この部分は WHO というよりも、国際労働機関(ILO)がメインで進めている。この点は UHC の議論の中でも、必ずしも目についていないところである。例えば日本の『ランセット 日本特集号』においても、生活保護制度については極めてマイナーな扱いで書いていた。

我々市民社会としては、社会保障制度・社会福祉制度、あるいは社会的保護(ソーシャルプロテクション)の制度が、実際に UHC の達成において事実上果たしている役割は非常に大きいと思っている。これも日本では厚生労働省が主に担当していると思う。一方で、国家予算等を編成するのは財務省なので、財務当局に対して社会福祉制度は大事であること、しっかりと構築していくことも大事であること、そのようなことも一つの知見になると思うので、ぜひその辺りもお願いしたいと思っている。この点についてどのように考えているのか、個人的でも良いので話を頂きたい。

MoF 鈴木:

1 点目、保健システムの強化は UHC を達成する上で重要な要素であり、WHO、世界銀行ともに取り組んでいる。先ほど財政のことを申し上げたが、UHC ナレッジハブの活動の中身として、保健システムの強化にも取り組む予定だ。2 点目、プロキュアメント等の部分については、厚生労働省とも話したいが、今、世界銀行が提供している、途上国に対する保健システムの研修がある。その中でも、保健財政の一連のプロセスを扱っている。先ほど Domestic Resource Mobilization と言われていたが、どのように財源を調達するか、どのようにその財源を管理するか、いかに必要な医薬品等の調達を効率的に行うか、歳出を管理するか等、一連のプロセスの研修を進めている。これまでの世界銀行の取り組みもあるので、それらも踏まえながら、具体的な中身について検討していきたい。

一点、補足を申し上げる。世界銀行は今年 4 月に保健分野の新しい戦略を発表している。最終的なゴールとしては、2030 年までに世界の 15 億人に対して、質が高くアフォーダブルなヘルスサービスを届ける目標を掲げている。具体的に例えばリモートエリア等、支援、保健サービスが届きにくい人々へのアクセスを向上すること、ファイナンシャルバリアーを低減するための取り組みを強化すること等、世界銀行としても掲げている。それらの世界銀行の戦略とあわせながら、ナレッジハブの活動内容を詰めていきたいと考えている。

3 点目、社会保障と UHC の関係についてだが、こちらも重要な点だと考えている。先ほどから申し上げている通り、具体的な活動はまだ調整中だが、日本として提供できる知見がある。その中では介護保険制度の構築等も

含むと考えている。保健政策だけではカバーし切れない部分で、いかに社会保障の観点で補完的にインテグレートしていくかについて、今後の活動で留意しながら協議を進めていきたい。

稲場：

私からもう 1 点ある。我々は、UHC2030 は UHC 達成において重要な機関だと思っている。フランスや EU も UHC2030 に拠出していたと思うが、日本政府も主要なドナー国の一つとして、一定の資金を拠出してきた。UHC2030 は、政府のみならず、市民社会や民間セクター等のコーディネーション機関、例えば「Stop TB Partnership」の UHC 版のようなものとして存在していると思っている。UHC2030 も 2030 年で終わるというよりは、UHC 自体が 2030 年以降に主要な保健目標になってくると思う。UHC2030 は世銀も共同管轄機関なので、ぜひ継続してほしいと思っている。UHC2030 に日本が拠出してきた予算を、ナレッジハブに振り替えたりされてしまうと、こちらとしては非常に困る。そこで、これはお願いということで、意見として聞いて頂きたい。UHC2030 のお金を UHC ナレッジハブに回すことは避けて頂き、ナレッジハブについては、これまでの UHC への多国間援助に追加する形で支援頂けると大変ありがたいなと思っている。この点はぜひ聞きおいて頂き、検討する際にそのようなことを言う人がいたことを思い出して欲しい。UHC に関する日本のファイナンスという文脈の中で、財務省の考え等を含めて教えて頂きたい。

MoF 鈴木：

十分に留意する。我々の UHC 関連予算は、基本的に世界銀行の関連基金を通じて拠出するものを担当しているので、それが我々の立場ということは理解頂きたい。UHC ナレッジハブの予算は適切に確保していきたいと考えている。

堀江：

保健財源の確保について、国内資金動員の重要性を話して頂いた。グローバルヘルスや UHC に限らないが、税制度の強化について、累進的な課税制度等のテクニカルサポートも、UHC ナレッジハブのスコープに含まれるのか。保健に限らないが、途上国に対する支援内容として、日本政府が役割を果たせる部分だと考える。この点について考えを伺いたい。

MoF 鈴木：

まさにいかに国内資金を確保するのかという観点で、財源は税なのか、それとも社会保険なのかの話があるが、いずれにしても、どのように持続的な保健体制を強化するのかの観点で、知見共有や人材育成を行っていく。その中ではもちろん税制度も検討されると考えている。

NGO 議題 3. 「BEPS 包摂的枠組み」の第 3 の柱としての国際課税への対応及びアジア共通金融取引税(為替取引税)の可能性について

田中：

こちらからは二つ質問しており、回答を得る前に簡単に背景を話す。ご承知のように、SDGs の達成のため、試算によると途上国における資金ギャップは 4 兆ドルと言われている。その中で ODA、IFIS 等の様々な改革を行っ

ても、今は1桁ぐらい違うお金しか出せない。どうするのかということで、例えば OECD によれば、心配ないと、実は世界にはお金が山のようにあると、例えば約 400 兆ドルの金融資産が銀行・その他であると、この 1 パーセントを導入すれば資金ギャップは克服できるのではないかと、どのように民間資金をうまく利用するかについて対策を立てた。しかし、この間の民間資金の動きを見てみると、確かに ESG 投資やグリーンボンドということで数兆ドルのお金が動いていることは確かだ。ところが、肝心の最も困っている途上国、脆弱国に全く回っていないのではないかと。この間の OECD のレポートによると、昨年も今年もそのようなレポートが出ている。

今の話はストックのことだが、もう一つ資金ですさまじいのはフローの方だ。ご承知のように、例えば東京市場の為替取引で1日にどれぐらいお金が動いているのかというと、たった1日で67兆円である。ところで、貿易赤字の問題が円安の原因の一つだと言うが、貿易赤字は1年間に5兆円ぐらいだ。桁が違うお金がフローとして動いている。しかも、東京市場でドル円だけが動いているわけではなくて、ニューヨーク、ロンドン、その他でも動いている。一般的に言うと、東京市場におけるドル円シェアは、全世界のドル円シェアの20パーセントぐらいしかない。フローとしてもものすごい金が動いているところだ。これが巡り巡って我々の超円安の原因になっているので、この超円安を何とかしなければ、とにかく我々の生活は厳しい。そのために金融取引税という形で提案している。

もう一つ、先ほど言ったフローの問題についてだ。その話も含めて金融セクターは非常にもうかっている。しかも、富裕層はよりもうかっている。格差が生まれており、途上国としては我慢できない。それでブラジルを先頭にして、グローバルミニマム富裕税が提案されつつある。それを税源侵食と利益移転、BEPSの第3の柱として据えることはできないかとのことで、これから提案されようとしている背景があると思う。

MoF 野路:

G20 において、ブラジル議長国下で、近年の各国における格差拡大是正の手段として、累進課税の強化などの必要性が議論されており、その一環として、超富裕層に対する課税強化についても議論されている。わが国においては、既に、所得税や相続税の最高税率が国際的に見ると高い水準にあり、また、近年では極めて高い水準の所得に対する負担の適正化なども行っており、格差是正に努めてきているところ。

国際的に協調して富裕層に対する課税強化のあり方を議論する場合については、実効性を確保するための様々な技術的問題がある。そうした点を含め、我が国として G20 の議論に引き続き参画していきたい。

日本における国際連帯税の議論を踏まえ、フランス主導の「国際課税に関するタスクフォース」へ日本がどう対応するのかのご質問を事前にいただいた。国際連帯税については、過去に外務省から税制改正要望が行われていたが、外務省が設置した「SDGs の達成のための新たな資金を考える有識者懇談会」が 2020 年7月に提出した報告書において、新税の導入には様々な課題があるなどの指摘があったと承知している。こうしたことを踏まえ、現時点においては、同タスクフォースに参加しないこととしている。

なお、途上国の開発資金需要に応えるためには、ODA などの公的資金のみならず、民間資金や途上国の国内資金動員も促進していくことが必要と承知している。財務省としては、MDBs(国際開発金融機関)の融資余力拡

大を含む MDB 改革の議論に貢献するとともに、途上国の投資環境整備や税收確保に係る支援に取り組んでいるところ。いずれにせよ、本タスクフォースの今後の動向については、注意深く見守っていく考え。

田中：

あと 1 点、アイデアがある。為替介入をしているのは日本だけではなくて、アジア各国も非常に困っている。中国、韓国、インドネシア、その他で個別に介入している。その方法では投機筋を打ちのめすことはできないと思う。チェンマイ・イニシアチブではないが、日本がイニシアチブを取って、どのように投機筋と対決していくのかについてアジア各国と結びついて、例えば為替介入を行う、取引全体に何らかのアイデアを出すことだ。日本政府として、それぐらいのことをアジア各国に向けてアイデアを提案できないものか。

MoF 野路：

市場に不測の影響を及ぼす可能性があるため、為替介入についてはコメントを差し控える。

木口：

先ほど国際連帯税に関して、外務省の主管ではないかという話だったが、単純に税に関しては財務省だと思ったゆえ、切り分けの境がどこにあるのかを教えて頂けるか。

MoF 野路：

財務省としては、毎年税制面の要望を各省から受け、それらを踏まえた税制改正プロセスを担当している。

木口：

ということは、外務省は国際的な条約等の議論を財務省に持ち込んで、新しい税制について相談する形か。

MoF 野路：

外務省等がその時の政策ニーズに応じて、財務省に要望を提出する。

NGO 議題 4. アジアの公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)及びエネルギー移行メカニズム(ETM)におけるバイオマス関連事業の森林に及ぼす影響および GHG 排出評価について

満田：

議題 4 では、アジアの公正なエネルギー移行パートナーシップ、JETP、およびエネルギー移行メカニズム、ETM について扱う。これらは前回も議題にしたが、今回はバイオマス関連事業の森林に及ぼす影響と、GHG 排出評価についての質問を出している。問題意識は書いてあるとおりだ。特に付け加えることはないので、回答等をお願いする。

MoF 山崎：

頂いた質問の 1-1 から 1-3 について回答する。インドネシア JETP において、個別の支援案件に関して、各国の

実施機関がその実施につきインドネシア政府と合意の上、それぞれのルールに基づいて支援を行うこととしている。日本の実施機関である JICA および JBIC が、個別案件に対応する場合についても、それぞれの機関がルールに基づき、また各案件の性質に応じて、GHG 排出評価の必要性を含め適切に対応するものと承知している。詳細は個別機関に問い合わせ頂けると大変助かる。ADB の ETM は担当が到着次第答える形で進めたい。1-4 について回答する。インドネシア JETP における個別の支援案件においては、各実施機関がルールに基づき、支援を行うことを原則としている。何が適切なエネルギー転ジションに資するのか、本日の議論を参考にしながら、各取組の関係者である IPG メンバーや、インドネシア政府、ADB との議論を進めたいと考えている。1 の質問については以上である。

MoF 山崎:

2-1 について説明する。JETP、ETM におけるバイオマス燃料の需要拡大に対する評価について質問があった。日本としては、バイオマス燃料に起因する森林破壊等の負の影響を懸念する議論があることは承知している。インドネシア JETP においても、これまで IPG メンバーとともに、インドネシア政府に対して負の影響の懸念を伝えており、この質問でも挙げて頂いた「包括的投資政策計画(CIPP)」にも反映されている。個別の支援案件においては、各実施機関がバイオマスに関する環境評価も含め、ルールに基づいて支援を行うことが原則と認識している。支援対象は、インドネシアのエネルギー移行の道筋を包括的に支援していく方針の中で、バイオマス燃料も導入を推進する再生可能エネルギーの一つと位置付けられているわけではあるが、これらの懸念を含め、今後も EU を含めた IPG メンバーと共に十分に議論しながら、インドネシアの脱炭素化の取り組みに資するプロジェクトを対象として進めたい。

2-2 の質問に回答する。2-2 は、バイオマス燃料を巡って、様々な議論があることは承知している。その上で、今世紀半ばまでのネット・ゼロに向けて、脱炭素の取り組みは待ったなしの状況である。何が適切なエネルギー転ジションに資するのか、本日の議論も参考にしながら取り組みの関係者である IPG メンバー、インドネシア政府、ADB との議論を進めたいと考えている。

MoF 執行:

1 の ADB の部分について回答する。ETM に関して、こちらは気候変動緩和と支援にあたるが、ADB 全体として気候変動緩和を支援する各プロジェクトにおいては、ガイドラインが二つある。1 点目が『Guidelines for Estimating Greenhouse Gas Emissions of Asian Development Bank Projects』だ。2 点目が『International Financial Institution Harmonized GHG Accounting Standards/Approaches and Guidelines』で、二つのガイドラインに従って評価が行われている。ETM の個別案件についても、これら二つのガイドラインによって、GHG 排出評価が行われると承知している。

2 点目のバイオマス燃料について、こちらも先ほど申し上げた二つのガイドラインに基づいて、ライフサイクルでの評価が行われていると承知している。3 点目の森林由来のバイオマス燃料について、特に途上国において、森林由来のバイオマス燃料について、ADB として持続可能性の評価が特に困難であると承知している。これらの点を踏まえて ADB においては、個別のバイオマス発電案件への支援可否について、慎重に検討を行った上で判断していくものと承知している。

木口：

JETP、ETM においてバイオマス燃料の需要拡大をどのように評価しているのか。森林、土地利用に与える影響について検討されているのかを問うているのが質問 3 である。質問 4 は気候変動対策にならず、森林伐採リスクを高めるバイオマス発電は、混焼、専焼にかかわらず、JETP、ETM の支援対象にすべきではないかというものの。

MoF 執行：

こちらについて私から説明する。3 は森林由来のものだと思う。先ほど申し上げたが、森林由来のものをバイオマス燃料にする可能性は、途上国においては測定が困難であると ADB も承知している。個別のバイオマス発電の案件への支援可否については、慎重に検討を行った上で判断していると承知している。1-4 だが、こちらは個別に行っていることを先ほど申し上げた。積み上げていければという認識である、ETM についてだが。

満田：

ADB における二つのガイドラインの名前を聞き取ることができなかったので、もう一度お願いしたい。ADB のガイドラインで GHG 排出評価を行っているということだと思うが、1-2 で問うている、バイオマス燃料の「燃焼時」の排出評価は、行われているということか。

MoF 執行：

1-2 については行われるということだ。もう一度、二つについて申し上げる。1 点目が、『Guidelines for Estimating Greenhouse Gas Emissions of Asian Development Bank Projects』だ。2 点目が、『International Financial Institution Harmonized GHG Accounting Standards/Approaches and Guidelines』という二つのガイドラインだ。

満田：

燃焼時の炭素排出は評価されているということか。すなわち、バイオマス発電の運転時に、バイオマス燃料を燃やした時に発生する CO2 については評価されているかという質問である。

MoF 執行：

ご照会のホームページのものは、我々も様々な情報を頂いているが、細かい点なので ADB に確認頂くのが正確だと思っている。

満田：

このような質問をしている背景について申し上げたい。当然のことながら、実際には燃焼時に CO2 が発生しているにもかかわらず、バイオマス発電がカーボンニュートラルとされていることから、燃焼時の CO2 はカウントされていないのが通常だ。例えば日本においてもバイオマス発電の運転時の CO2 発生は、なぜかゼロとカウントされている問題がある。生産国において、森林減少・劣化が発生し、森林減少に伴い、土地の上物の森林および地下の炭素貯留が CO2 として大気中に排出される。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)では、そちらは生産国でカウントすることになっている。しかし、発電部分の政策を立案する時に、バイオマス発電の燃焼時の排出がゼロとされていることによって、他の発電との比較がアンフェアになってしまい、バイオマス発電が推進され

てしまう傾向がある。これは、環境 NGO としては非常に大きな問題だと感じており、問題提起をさせて頂いている。国際的にも環境 NGO から、これはおかしいのではないか、見直していくべきなのではないかという問題提起もあり、GHG プロトコルでは、燃焼時であってもカウントしていく方向に議論が進んでいると聞いている。

もう一つ、JETP について答えて頂いた時に、各国が持っているガイドラインに従って、インドネシア政府との合意に基づいて個別に取り組んでいくと言われた。そうすると、ADB のポリシーの下で ETM の案件は厳しく評価されて、JETP の案件は緩く、全く何も評価されないことにもなりかねない。JETP といえども、全体として GHG をどれくらい減らしていくという目標値があるわけだが、それが骨抜きになってしまっているというか、全体として把握できなくなってしまう問題についてはどう考えるか。

MoF 山崎:

インドネシア JETP に関しては、先ほど申し上げた通り各国の実施機関が実施につき、インドネシア政府と合意の上、それぞれのルールに基づいて支援を行うことになっている。先ほどの GHG 排出量の計算方法に対する懸念点は、本日の議論を踏まえて、引き続きインドネシア政府、IPG メンバーとともに議論を進めたいと思っている。

波多江:

次の議題にも関わるところについて質問がある。質問 4 の点で、質問の中にわざわざ『混焼、専焼にもかかわらず』を入れている趣旨についてだ。JETP は前回 11 月の議論の時に、混焼は支援対象外と明確に言っていた。専焼についてはまだ分析というか、検討が必要であるという認識を示していたと思う。ETM は ADB のポリシーに従って検討されるということだったと思う。専焼について、何かもう少し具体的に回答を頂けるのであれば伺いたい。

MoF 山崎:

インドネシア JETP に関しては、昨年 11 月から専焼について何も結論は出ていない。まだ十分な検証が必要というステータスだと思う。混焼については、先ほど話して頂いたように、ファイナンスの支援対象外としている。

満田:

繰り返しになるが、インドネシアの NGO、我々国際環境 NGO としては、バイオマス発電を運転し続けるために必要となるバイオマス燃料はとて膨大であると考えている。日本においても、大規模なバイオマス発電所を運転し続けるためには、一つの県で伐採される全ての木材の量を投入し続けても、賄え切れるかどうかという規模感だ。結果的に日本では海外から、特にカナダ、アメリカ、ベトナムから、木質ペレットを大量に輸入している。その量がここ 10 年、80 倍にも達する勢いで増えてきて、近年で 500 万トンを超えた。インドネシアは森林が豊かな国ではあるが、インドネシアで次々と森林伐採をして、木質ペレットを作って発電所で燃やしてしまえば、大変な量の森林が伐採されてしまう可能性がある。今ですらインドネシアは伐採権が重なって設定されていて、カオスになっている。いくつものコンセッションが重複してしまっている状況にあって過密状態にある。いかにインドネシアの森が豊かであるといえども、既に限度を超えている状況で、さらにエネルギー需要を満たすための森林伐採を行うことにもなりかねない。とりわけ森林由来のバイオマスについて懸念される。廃棄物であればまだしも、森林由来のバイオマスに関しては、慎重になって頂きたいと思う。その辺りを各国のポリシーに任せるのではなくて、

JETP 全体として検討して頂きたい。

MoF 山崎:

森林由来のバイオマス燃料、生物多様性の議論があるのは承知している。CIPP にもその点の指摘をしており、引き続きさらなる検討が必要だと考える。EU や他の IPG のメンバーと議論を進めたいと思う。

NGO 議題 5. インドネシア及びフィリピンの石炭火力発電所早期廃止に向けたエネルギー移行メカニズム(ETM) 活用における問題点について

波多江:

前回、前々回から引き続きの議論だが、ADB の ETM の活用における支援対象、市民参加の辺りについて回答頂きたい。

MoF 執行:

質問 1 から 4 について、流しで回答する。まずは 1 の部分、市民社会の参加についてだ。前回で話したことも多いが、チレボン 1 号機石炭火力発電所の早期廃止に向けて、ADB とインドネシア政府と事業者の間で長期にわたって協議を重ねている。現時点で公表されている合意内容は、現実的に実行可能なスキームを模索した結果であると我々は認識している。本取引を進めるために、これまでも様々な意見を頂いている。それらを踏まえて ADB において、市民社会の方々のより多くの参加機会も含めて、継続的なプロセスの改善に努めることを我々も期待している。

2 点目について、ADB の個別の支援案件における環境社会配慮への具体的な対応内容については、ADB が判断すべき事項であると考えているが、ADB の関連ポリシーに沿って、適切な対応が行われる必要があると認識している。また、本件に関するステークホルダーとの意見交換の推進については、これまでも我々からも ADB に伝えており、ADB においても、可能な限り対応に努めているものと理解している。

3 点目の混焼について、こちらは以前から混焼への懸念を伺っているが、現時点でも引き続き検討が続けられており、アンモニア・水素の混焼を ETM の対象外とする決定はまだ行われていないと承知している。

最後の 4 点目について、再利用の具体的な計画について、我々としては現時点では未定であると承知している。質問頂いたような計画が検討される可能性については、冒頭から申し上げているように、答えることは避けるべきと考えており、想定している具体的な懸念は ADB に直接問い合わせ頂くのが良いと考える。

波多江:

議題の中でもかなり詳細に書いているが、チレボン 1 号機への ETM 活用については、2 月 28 日付で現地の 4 団体から出ているポジションペーパーについて、既に財務省にも共有しており、こちらの問題認識は十分に理解頂いていると思っている。ただし、質問 1 の回答について懸念している点がある。事業者、ADB、インドネシア政府等の長期の話し合いでつくっているスキームがあり、一応、そこでは市民社会向けの意見が反映されていると

いう理解をしていたと思う。でも、そこはそうっていない。そのため、このような質問をした。結局、市民社会がどこなのかに尽きると思う。質問 2 だが、2 月の最後に ADB の ETM チームの方が実際にテレボンに来ていた。私たちが把握している限りだと、3 日くらい滞在し、現地であるテレボンでコンサルテーションと呼ばれるものが行われている。そこに呼ばれている方たちには、もちろん関連する村長等がいる。例えば私たちがコミュニティの中で 2 月末に協議会があったことを知っているかと聞くと、知らない方がたくさんいる。さすがに 2022 年から 1 年半が経っているので、ETM という名前を知らなくても、発電所を閉める話が出ていることを耳にしたことはあっても、具体的にどのように進めるのかを知っているコミュニティの方はいない。そちらのほうがマジョリティである。我々の感覚としては。

今回、2 月末に ADB の ETM チームの方たちが来た時は、WALHI 等のインドネシアの NGO には、誰に会えば良いのかという提案があれば言ってもらいたいというコンタクトは確かにあった。ただし、ポジションペーパーに書いてある通り、その協議がなされる前に、今は ADB のウェブサイトにおいて、英語だけで関連文書が幾つかアップされているが、そこに書いてある通り、2035 年に早期廃止、または再利用することが文書に載っていて、既成事実化されている状況だ。WALHI やテレボン 1 号機の問題をずっと懸念して、反対してきたコミュニティの方が、既成事実化されている場所で話し合いに行っても意味がないと思うのは当然だと思う。それがあって、ADB の方たちから誰に会えば良いのかと聞かれても、そのプロセスに乗ることはできない。それが 2 月 28 日のポジションペーパーの結果だ。2022 年 11 月から 1 年半行われている 4 者の協議について、私たちは形骸化していると考えている。本当に有意義な参加について、これからも継続的に改善されるという話だったので、財務省から ADB にこれらの意見や視点を話して頂きたいと思う。

2 番目についてだ。既存の影響に対して、どのように救済・補償をしていくか、あるいは原状復帰を行っていくかだ。石炭火力発電所から影響を受けている海洋生態系、住民の生活の糧について、どのように原状復帰を行っていくかだ。既に 2 月末にテレボン 1 号機の Audit Report が出ていて、それに基づいて是正措置等が取られるかもしれない。ただし、先ほど言ったように、ADB の聞き取り、協議対象が村長等に留まっている。例えばテレボン 1 号機の CSR がどれだけうまくいっていないかについてだ。コミュニティを歩くと、CSR が提供されていない、その恩恵を受けていない方々がたくさんいらっしゃるので、そのような方たちへの補償、レパレーションの問題がある。そこを ADB がしっかりと調査しなければ対応できない。Audit Report の質になると思うが、不十分だと思う。

救済については、今回はフィリピンの市民社会のデータを補足資料として付けている。フィリピンの皆さんも同じような懸念を挙げている。今、フィリピンのパイロット事業で挙げられているミンダナオ石炭火力発電所は、実は FoE Japan が 2002 年から現地調査を行ってきたもので、2003 年に国際協力銀行 (JBIC) が融資を決めたものだ。はっきり言うと、テレボン 1 号機もミンダナオ石炭火力発電所も、要らないものを JBIC が融資して造ったと私たちは 20 年後に思う。早期廃止をしなければいけない、本当に要らないものを造ったと思う。ミンダナオ石炭火力発電所の今の状況だが、85 パーセントの出資を行っている事業者が、Aboitiz Power というフィリピンの電力会社である。これは JERA が 27 パーセント出資をしているところだ。

私たちからすると、JERA といえばアンモニア混焼を進めている。日本でもそうだ。私たちの言葉で言うと、これらは日本の誤った気候対策だ。日本は、海外でアジア、特に AZEC 等の名の下で進めており、私たちは一つの担

い手が JERA だと思っている。JERA が出資している会社が 85 パーセントを持っている。ミンダナオ石炭火力発電所も早期廃止ではなくて、アンモニア混焼にいくのではないかと考えている。これはフィリピンの市民社会にとって、当然の懸念である。チレボン 1 号機の時から申し上げている。フィリピンには JETP がないが、JETP では混焼が支援対象にならないという話だったが、フィリピンを含めて、混焼に対しては非常に強い懸念があることを、今回は再度申し上げたいと思う。

これはずっと引き続き検討中なのが引っかかる。JETP では潔くやめているのに、なぜ ETM ではここまで粘り強く検討されているのか。日本政府、経済産業省なのか分からないが、これはひとえに日本のパワーが ADB で効いていると勘ぐってしまう。JETP で化石燃料の延命につながるような技術は支援しないと言っているのであれば、ETM でもしっかりと確保して頂きたい。

MoF 執行:

市民社会の参加について、ADB 側でも幅広く様々な人から意見を聞こうと思って声を掛けていると思うが、意見交換の対象に偏りがあるという指摘は、彼らの気づきになるかもしれない。頂いた意見は、こちらから ADB 側に伝達する。何らかのより良い形に持っていけるようにということは伝えていきたい。Audit Report の質についても、彼らなりの ADB 内のルールに沿って取り組んでいると思うが、市民社会のヒアリング対象に偏りがあるという意見についても、同様に ADB 側に伝達する。

最後の混焼の部分については、日本から粘り強く混焼について働き掛けをしているといったことは全くない。技術的に確立するのが難しい分野なので、彼らとしては検証に時間がかかっている状況だと思う。ただし、混焼が懸念事項であることは、ADB に伝えていきたいと思うので、引き続き関心を頂きたいと思う。

満田:

混焼について伺いたい。バイオマスに戻るが、ご存じの通り、日本ではバイオマス燃料に関する爆発事故や火災事故が相次いでいる。意外と木質ペレットが危険であることが知られていない。それは産業界も同じで、経済産業省も同じ懸念をもっている。経済産業省では専門の審議会で議論しており、技術基準を作ろうとしているようだ。今まで小規模で使っていたものを、石炭火力発電で混ぜて使うとなると大量の原料が必要だ。大量にストックしておく、何かのはずみで発火、着火をしてしまい火災・爆発事故が相次いでいる。日本でも近年、驚くほどの数の事故が起きている。木質ペレットのみならずアンモニア・水素等、それを途上国で行うことについて、未知のリスクもはらんでいることはぜひ検討頂きたい。

NGO 議題 6. 原子力事業に対する MDBs(世界銀行・ADB)の支援方針と JBIC による NuScale への支援について

MoF 谷津:

昨年の COP28 における『2050 年までに世界の原子力発電所の発電容量を 3 倍にする』という趣旨の宣言について質問頂いた。その中で、MDBs 関連の質問 1 と 2 を頂いたと承知している。

まずは質問 1、日本政府が出資する国際開発金融機関(MDBs)の原子力発電所に関する、現在の融資方針について教示頂きたいという点について回答する。いずれのMDBsにおいても、現行のエネルギー戦略において、原子力案件への融資は行わない方針である。続いて質問 2、上記の宣言では、世界銀行等のシェアホルダーに対し、MDBs における原子力発電セクターに関する融資方針の設定を呼び掛けている。日本政府は複数のMDBs の大口出資国として、この呼び掛けに対しどのような対応を行う予定なのかについて質問を頂いている。従来、MDBs は原子力エネルギーに関しては、特殊な専門性等を踏まえて支援の対象外としてきたと認識している。日本としては、MDBs の専門性や資金リソース等の特性を踏まえながら、MDBs が途上国に対して果たせる役割について、加盟国と議論を進めることが重要であると考えている。

MoF 伊藤:

私からは質問 3 について回答する。小型原子炉事業は環境社会的なリスクのみならず、経済合理性にも疑義がある投機性の高い事業とのことで、これらの事業に公的資金をつぎ込むことの責任についての質問をいただいた。

NuScale Power 社向けの出資については、第 6 次エネルギー基本計画等も踏まえつつ、原子力発電に係る技術革新を通じて、地形温暖化の防止にも寄与すること等も踏まえて判断したもので、国のエネルギー政策上も重要な意義があるものと認識している。また、審査の過程において、JBIC においても、NuScale SMR に係る経済合理性を含む事業性や安全性等についてデューデリジェンスを行うとともに、環境社会配慮に関する確認も行われているものと承知している。

JBIC 赤林:

質問 4 は、ガーナにおける SMR 導入の可能性についてだ。実際にガーナにおける SMR 事業に対して、融資申請が JBIC にきているかということだが、個別の事業、個別の案件については、その申請の有無を含めて回答しかねる。ご了承頂きたい。

次に、コストが高い SMR をガーナに導入させることは、ガーナの財政状況を悪化させる懸念があるということで、どのように JBIC が相手国の財政状況を審査するかという質問についてだ。個別の事業については回答しかねるが、一般論として答える。JBIC では、外国政府、政府機関、また外国企業向け与信の場合において、公的金融機関としての知見や専門性を活用し、相手国政府や国際機関との意見交換等を通じ、与信先となる政府、政府機関、または相手国の政治、経済、財政状況等に関する情報を収集し、またカントリーリスク等のリスク審査を行っている。

MoF 伊藤:

続いて質問 4-3 について回答する。どこの国においても実績のない SMR 事業への支援を検討する際、公的金融機関等が事業の安全面を含む審査能力を有するのか疑問であり、その点についてどのように考えているかという質問を頂いた。まずは、仮定の質問への回答は差し控えたい。その上で、JBIC 内でも原子力技術を含む脱炭素関連技術について、随時、最新技術や事業等の動向のフォローを行っており、組織として必要な知見の蓄積にも努めていると聞いている。また、SMR 事業にかかわらず、一般に JBIC がファイナンス支援を検討する際

は、必要に応じて外部専門家も活用しつつ、必要なデューデリジェンスを行うものと承知しており、事業の安全性等についても適切に確認した上で、ファイナンスによる支援が行われるものと承知している。

続いて質問 4-4 である。ガーナを念頭に、相手国において経験・能力・制度がない場合に、一般的には技術支援で補う手法もあるが、今回のケースでは支援する側も、自ら経験と実績がない分野であり、支援が困難である。その点についてどう考えるかという質問を頂いた。まず、ガーナへの SMR 導入を前提とする質問の答えは差し控えたい。その上で繰り返しとなるが、JBIC 内でも原子力技術を含む脱炭素関連技術について、随時、最新技術や事業等の動向のフォローを行っており、組織として必要な知見の蓄積にも努めていると承知している。またこちらでも繰り返しになるが、SMR 事業に限らず、JBIC がファイナンス支援を検討する際は、必要に応じて外部専門家も活用しながら、必要なデューデリジェンスを行うものと承知している。また、環境社会配慮については、審査過程において、JBIC は環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン、および原子力プロジェクトに係る情報公開配慮確認のための指針に基づいた確認を行うものと承知している。これらの確認を踏まえて一般に JBIC においては、事業の安全性等についても適切に確認した上で、ファイナンスによる支援を検討するものと承知している。

深草：

最初の MDBs についての回答で、いずれの MDB も現行のエネルギー戦略においては、原子力に融資を行わないということだった。その背景としては、特殊な専門性から支援の対象外とするという話だったと思う。慎重な検討というか、私たちとしては原子力発電を支援すべきではないと思っているので、引き続きこの方針を維持して頂きたいと思っている。先ほどの回答では、日本政府がこの呼び掛けを踏まえて、特段何かしているわけではないという理解でよいか。

MoF 津田：

言われた通り、何か特別なアクションを行っているというよりは、加盟国の間で議論を進めるということ。

深草：

専門性の部分は後半の質問にも関わってくる。私たちとしては、特に実績のない SMR について、相手国もそうだが、日本側もしっかりと審査ができるのかについて、大いに疑問に思っている。3 番の回答で、NuScale SMR についてデューデリジェンスも行い、環境社会配慮の確認もしているという回答があった。2022 年に JBIC が NuScale Power への出資を発表した際は、会社への出資ということで案件のカテゴリ分類も C だった。つまり、環境レビューの公開等はなく、行っていないと思うが、どうか。

JBIC 佐藤：

今、環境社会配慮について、安全性をしっかりと見ていく必要があるということで質問を頂いたと思っている。2022 年 4 月に NuScale Power に出資した時の、具体的な安全性の審査内容については、詳細について回答は差し控えるが、必要なデューデリジェンスはしっかりと行い、安全性の評価を行っている。NuScale Power に関しては、SMR としてアメリカの原子力規制委員会(NRC)による設計認証が完了し、昨年、実際に設計認証が発行する等、こちらでも安全性に関しては一体の評価がなされていると承知している。

満田：

原子力関係について、JBIC が安全性の確認も行うのか。

JBIC 佐藤：

JBIC が安全性の審査を行うかという観点だが、私どもが出資をする時は、安全性の観点も含めて必要なデューデリジェンスは行うこととしている。

満田：

その件に関しては実は JBIC に伺って、意見交換を 2 回ほどさせて頂いている。我々の理解ではカテゴリ C ということもあり、これ以上は環境社会配慮上のレビューも行わないということだった。環境社会配慮ガイドラインはともかく、安全性等のデューデリジェンスは行っているという理解でよいか。

JBIC 佐藤：

言われた通り、環境社会配慮ガイドラインもあり、その中で必要な手続きは行っている。それに加えて NuScale SMR に関して、安全性も含めて、出資に際して必要な審査を行っている。

満田：

ただしその結果、ここにも書いてある通り、NuScale Power 社は経済的な理由で顧客を確保できず、いってみれば価格競争力がないということが明らかになった。再生エネルギー等と比べても、補助金を入れて随分と高い電力となってしまったことから、第 1 弾のアイダホでの事業が中止になってしまった。当時は株価も大きく下がった状況だったと理解している。その辺りに関して、どのように JBIC は事後的な評価をされているのか。

JBIC 佐藤：

私どもが出資している NuScale Power に関して、経済合理性、事業性についての質問だと思う。先ほど言っていた通り、2022 年 4 月に承諾しているが、その時の細かいデューデリジェンスの内容は話せない。一方で、一般的な SMR の話として、出力が小さくて、発電のスケールメリットがなかなか出にくいデメリットがあるのは承知している。その一方で、小型で冷却が非常に容易であるため安全性が確保しやすい。簡素になって建設費用等を抑えることができる。そのような優位性もあると承知している。言っていたように、昨年秋にアメリカ内での SMR 事業の中止が発表された。他の地域も含めて、NuScale Power 社は引き続き事業展開を試みているので、その状況を注視していきたいと思っている。

満田：

我々の認識では、SMR は決して経済的に優位ではない。大量生産を行えば価格が下がるかもしれないが、一つのタイプの SMR について、そこまでたくさんの需要が発生するのかというと、現実問題として発生していない状況だと考えている。そこでアメリカ国内で第 1 弾の案件がこけてしまい、現在は 2 番目、3 番目、4 番目の案件は浮上していない段階である。それなのにガーナやフィリピン等、他の途上国に SMR を建設する、輸出することが上がってきており、我々の感覚からするとあり得ない。非常にリスクが高過ぎる。どこの国でも行っていない、成

功していないものを、途上国に押し付けるのか。

実際問題として、審査できるかについても、日本の原子力規制委員会ですら、新しいタイプの次世代型原子力について、これから検討が必要であるとしている。今の新規制基準ですら、非常に長い時間をかけて構築してきた。我々はそれを十分だと思っていない。ただし、それだけの時間をかけた議論の末に、不十分ながらも今の原子力の審査基準をつかった。今の日本でも基準がないような SMR を途上国で建設し、JBIC がその審査ができるのかと考えると、夢物語のように聞こえてしまう。たとえこのような話がきても、断って頂きたいというのが私たちの強い希望である。意見として受け止めて頂きたい。

深草：

再確認だが、満田が述べた通り、安全確認というか、果たして審査が本当にできるのかに懸念が残る。先ほど JBIC の佐藤さんから、2022 年に安全性確認やデューデリジェンス等を行っているということだったが、個別の案件には行っていないのではないかと。IDA 側のプロジェクトは会社への出資だと思うが、個別の案件に行っているか。

JBIC 佐藤：

我々はデューデリジェンスを行ったが、言われた通り、SMR の設計・開発を行っている NuScale Power 社への出資に必要なデューデリジェンスを行っている。

深草：

繰り返しになってしまうが、特に新しい技術であること、実績がない点で非常に懸念が残る。また、ガーナだけではなく、今年のフィリピンのサミットでも、日米でマニラに SMR という話もあった。一方で安全確認についてだ。情報公開について、NuScale Power の時はカテゴリ C ということで、私たちがアクセスできる情報は非常に限られていた。はたから見ると、本当に安全性確認が行われているのかについて、全く分からず判断できなかった。先ほど満田が言った通り、安全性に非常に懸念を持っている。

冒頭に、MDBs には特殊な専門性がないからという話だった。果たして MDBs にできないものを、他の機関が適切にできるのか、どのように適切に行うのか、少し疑問に思った。案件が来た場合に、それを受けられるかどうかもあると思う。そもそも会社への出資ということで、環境アセスメントが十分ではない。立て付けで難しいところがあるかもしれないが、カテゴリ C でカテゴリ A ほどは情報公開がないことを、非常に懸念に思っていることも伝えたい。

波多江：

出資案件について決定する時は、カテゴリ C にしか分類されない今のガイドラインについては、昨年だったと思うが、実はガイドラインの改訂時に議論させて頂いた。今回の場合は原子力発電を推進している原子力発電の企業だ。例えば他にも JBIC はガスの関連事業に出資しているが、今は異議申し立て案件になっている。出資する際に原子力発電やガスの企業に出すのであれば、当該企業は必ずカテゴリ A の個別案件を実施する。そうであれば、どのように JBIC がその個別案件の環境レビューを行うのか。私たちとしては、そのような問題意識で、

ガイドラインの改訂時にも議論させて頂いた。

その時は結局、今回のガイドラインの改訂時に、出資案件はカテゴリ C にするけれど、個別案件はしっかりとモニタリングは行っていくという回答というか、それが FAQ に入っている。例えば今の NuScale Power の場合だ。これから NuScale Power がやるフィリピンや他の所で取り組む際はモニタリングを行い、個別案件の安全性についても、ガイドライン上の環境社会配慮も全て見ていくという理解でよいか。

JBIC 鈴木：

まずは出資時の取り扱いについて、紹介頂いた過去の議論は承知している。NuScale Power の取り扱いについては、先ほど佐藤から言及があった点と重複するかもしれないが、将来的な出資先の個別プロジェクトにおける関与の形態、具体的なプロジェクト内容が現時点で決まっていない点も踏まえている。異議申し立てを頂いている違反のケースは、今、まさに審査役が調査中であり、その調査を踏まえるということになると思う。最後に、今後どのように NuScale Power の個別プロジェクトと関わっていくかについては、個別プロジェクトに応じて、ガイドラインに沿ってしっかりと対応していくことと考える。

深草：

それは出資先の企業が個別に融資を申請してきた時に、ガイドラインと照らし合わせるということか。既に出資している企業がまた案件を行う際は、モニタリングを行うということか。

JBIC 鈴木：

我々が融資の申請を受けたものに対して、しっかりとガイドラインに沿って適切に確認していく。もちろん NuScale Power については、過去の議論を踏まえて、モニタリング等も適切に実施していく。

波多江：

私たちの問題意識としては、NuScale Power が行うものは、全てカテゴリ A 案件に該当する個別案件だが、出資という関わりなのでカテゴリ C のモニタリングしか行わないということか。そして、情報公開は一切されない。例えば環境影響評価等がウェブサイト公開されないということか。

JBIC 鈴木：

モニタリングをしっかりと行い、このような形も踏まえて、適切に対応に努めてまいりたい。

田辺：

今回は一つの企業への出資ということだが、例えば MDBs 等がインフラファンドに出資する時に、通常、MDBs はカテゴリ FI に分類しており、カテゴリ FI に基づいて、個々の案件におけるサブプロジェクトのレビューを行う立付けになっている。通常ファンドへの出資はカテゴリ FI で、個別企業への出資であればカテゴリ C になるというのは、MDBs の分類方法とは懸け離れているのではないかと。

JBIC 鈴木：

それは MDBs のファンド向け出資との比較における質問か。

田辺：

そうだ。いずれにしても、出資は出資だ。MDBs の中で個別企業への出資がどれぐらいあって、どのような実態なのかについて私は分からない。少なくとも、ファンドについてその実態があることは理解している。

JBIC 鈴木：

MDBs における取り扱いの部分でのご意見と理解した。我々としてもその点は考慮してまいりたい。

波多江：

今、田辺さんが言われたようなポリシーについて、例えば国際金融公社、IFC であれば、『Policy on Environmental and Social Sustainability』の paragraph 37 で、まさにエクイティの規定に言及がある。paragraph 37 は 33 を参照することになっていて、要は 33 が FI である。先ほど例に出したイリハンの案件だが、2019 年に JBIC が Atlantic, Gulf & Pacific, AG&P というガス会社に出資を決めた。その時の判断がどのように IFC のポリシーと適合するのかについて質問した。それで、カテゴリ C になると言われたので、JBIC のガイドライン改訂時に議論をさせて頂いたが、結局はカテゴリ C に分類することで落ち着いてしまった。NuScale Power にせよ、今回の問題について、このような案件への出資について、JBIC の出資に伴う問題点が共通していると思った。ガイドラインの改訂まで待つのは非常に長いと思うが、私たちとしてはここが非常に問題だと思う。

堀内：

私はこの議題に特に関わっていないため、本日の議論のやりとりを聞いてのコメントを申し上げる。この財務省 NGO 協議というのは、財務省や MDBs の個別政策やプロジェクトについて、市民社会が意見交換を行い、より良い政策をつくる目的で開かれているものだ。先ほどガーナの件に関して、個別案件なので回答を差し控えると言われた。これまでの議題を見ていると、個別案件こそが非常に重要である。ここでは個別案件の議論を重ねているので、なぜ本日はその案件が議論できないかの理由も含めて、説明頂くほうが良いと思っている。例えば個別企業への融資なので外交上で差し支えがある、もしかするとまだ決まっていない等、様々な理由があると思う。なぜ本日にこの議論できないのかを含めて議論して頂くと、市民社会側もこのような議論について理解が進むと思うのでご教示頂きたい。

MoF 津田：

現実には例えば相手方との confidentiality はある。我々 MDBs の世界で交渉する時は、どうしても全てを話せないことが多い。頂いた意見を踏まえて、その辺りの背景も、意見交換を行う中で丁寧に気を付けていきたいと思う。

木口：

この案件に関しては、カテゴリ C で擦り抜けてしまっている。今、真摯な答えを頂いたが、私たちは担当者が変わった時にどうなるかまで心配だ。ぜひそこが問題であることを認識して頂きたい。

NGO 議題 7. 国際協力銀行(JBIC)のポートフォリオ GHG 排出量測定・2030 年目標設定と豪スカボロガス田開発事業及びメキシコ・ガス火力発電 2 事業への支援決定について

田辺:

議題としては、JBIC の気候変動の戦略と、個別案件への対応状況について幾つか質問する。特に補足する点はないので、まずは質問に回答頂きたい。

JBIC 花形:

まずは質問 1 について私から回答する。Net-Zero Export Credit Agencies Alliance (NZECA) についてだが、私どもも取り組み自体は認識しており、事務局との間で意見交換を継続して行っている。背景で書いて頂いている通り、枠組み自体は昨年 12 月の COP28 の機会を捉えてローンチされたものだ。他国の輸出信用機関(ECA)の多くも、私どもと同様に加盟は検討中の段階と理解している。私どもとしては、これら ECA との意見交換を引き続き実施していきたいと思っている。

JBIC 曾根:

続いて、質問 2 の GHG 排出量の計測、および公開についてである。私ども JBIC のポートフォリオにおける GHG 排出量の測定に向けて、現在は検討・対応を進めている最中である。そのような状況なので、恐縮ながら現時点で公開する段階ではない。他方で、私ども JBIC は 2023 年 12 月に、TCFD 提言を踏まえた気候関連の情報開示を行っており、気候関連リスク管理において、重点的に気候関連リスクを把握する重点管理セクターへの与信残高を開示している。今後も本行の ESG ポリシーに基づき、日本の公的金融機関として、引き続き融資先における脱炭素の取り組みを支援していきたいと思っている。それとともに、今後も適切な情報開示を行っていきたくと考えている。

MoF 平木場:

質問の 3 点目について、Net-Zero Banking Alliance (NZBA) 等の個別の取り組みについて、先ほども話があった GHG 排出量の公開等個別の取り組みに関しては、まずは JBIC においてしかるべく検討されるものと考えている。ただし、私どもとしても、引き続き JBIC は日本の公的金融機関として、投融資先における脱炭素の取り組みを支援していくことと併せて、今後も適切な情報開示を行っていくことが重要だと考えている。

MoF 坂本:

質問の 4 点目について、G7 エルマウ首脳コミュニケでは、「各国が明確に規定する、地球温暖化に関する摂氏 1.5 度目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況」において支援が許容されており、日本においてもこの「限られた状況」が規定・公開されている。指摘があったオーストラリアの事業への支援は、「限られた状況」の 2 点目の類型、「エネルギー安全保障を含む我が国の国家安全保障の観点から支援すべきと判断される場合」に該当する。メキシコの事業への支援は 1 点目の類型、「1.5 度目標やパリ協定の目標に整合した形で支援対象国が有する方針や計画に整合的なプロジェクトであると判断される場合」に該当する。コミュニケにおいて認められている例外によるものなので、コミュニケへの違反はないものと認識している。

JBIC 細井:

質問の 5 点目だが、スカボロガス田開発事業に関して、JBIC の支援決定前より、JBIC のガイドラインで要件とされている、『十分な情報が提供された上での自由な事前の合意』が確保されていないことへの指摘で、JBIC はこの点についてガイドライン遵守をどのように確認しているかについてだ。これは何度か田辺さんとも議論させて頂いた点だと理解している。

この点に関して改めて伝える。JBIC のウェブサイトにて公開している、オーストラリアの当局が承認している Offshore Project Proposal、OPP と呼ばれるものがある。こちらの Executive Summary や、本編の Consultation Chapter と関連するような Appendix において、あらゆるステークホルダーとの間で協議を進めるための枠組み、コンサルテーションの対象の特定、協議状況についても記載があると理解している。それらを集約した結果として、事業者はスカボロガスプロジェクトが影響を及ぼす可能性のある、先住民族の代表組織である Murujuga Aboriginal Corporation (MAC) との協議・合意をもって、プロジェクト側としては Scarborough Project Cultural Heritage Management Plan を作成、それを公開していると認識している。このマネジメントプランについては、JBIC のウェブサイトでも公開している。これらの取り組みを通じて、JBIC はガイドライン遵守を確認している。よろしければ財務省から願います。

MoF 坂本:

財務省としてどのように認識しているかという質問について、JBIC からは、本事業は事業者においてコンサルテーションを実施し、ガイドラインが求める合意を得た旨、説明を受けており、現時点でガイドライン違反は認識していない。指摘を踏まえて、JBIC には今後のモニタリング等、ガイドラインに沿った業務を期待している。

田辺:

1 点目の質問は、NZECA に参加しなかった理由についてだ。他国が検討中ということだが、既に 5 カ国が参加している。他国が検討中であることが参加しなかった理由なのか、何かボトルネックがあって参加しなかったのか。それとも 5 カ国では少ないので、もう少し様子を見ようということなのか。その辺りをもう少し説明頂けるとありがたい。

2 点目、3 点目について、民間銀行は既に中期目標やポートフォリオ排出量を公開している中で、JBIC も国際債券市場で債券を発行しており、グリーンボンドも発行されている。グリーンボンドの基準では、発行体がグリーンボンドに充てられている案件以外に、どのようなことを行っているかについては要件になっていないようだ。ただし、債券投資家の中には、発行体そのものが何を行っているかを注視する所も増えてきている。グリーンボンドを発行できたから良いということではなく、発行体そのものがしっかりと 1.5 度整合で行っているかどうかについて、今後はますます厳しく見られていくと思う。ぜひ早急に中期目標の策定、および現状のポートフォリオにおける排出量の公開を進めて頂きたい。

質問 4 について、豪州の案件は、タイプの 2 番目のエネルギー安全保障ということだった。もちろん日本に液化天然ガス (LNG) が来ることは承知している。日本に LNG が来ると、このタイプになってしまうのか。そうすると、日本に来る LNG は何でもタイプ 2 になってしまうので、全く歯止めになっていない。具体的にどのようなエネルギー安

全保障の審査を行っていて、ここに該当するのかについて伺いたい。メキシコの案件だが、メキシコ政府の方針が 1.5 度に整合的ではないことは、シンクタンク等が指摘している通りなので、1.5 度整合の根拠を示して頂きたい。

質問 5 について、指摘頂いた先住民族の団体は、当局との間で個別の事業について、異議を表明できない協定が存在していることを聞いている。先住民族団体との合意が、果たして有効性を持ったものなのかどうか非常に懸念されている点である。その点はどのように合意を確認されたのかを教えてください。

JBIC 花形：

私から 1 点目の NZECA の質問に回答する。確かに田辺さんに言って頂いた通り、5 つの輸出信用機関が参加している。イギリスの UK Export Finance (UKEF)、デンマークの Export and Investment Fund of Denmark (EIFO)、スウェーデンの EKN と Svensk Exportkredit (SEK)、カナダの Export Development Canada (EDC)、5 つの輸出信用機関がローンチに参加している。一方で、他のドイツ、フランス、あるいはアメリカ、豪州の ECA は引き続き検討中である。何かしらのボトルネックというよりも、立ち上がったばかりの枠組みである。この枠組み自体は ECA 間で情報共有を促進していくことを目的としている認識だ。他の多くの ECA が参画して、情報共有を行うアドバンテージ、メリットも視野に入れながらである。様子見というわけではないが、検討を継続していきたいという現状だ。

JBIC 曾根：

2 点目について、現在、ポートフォリオにおける GHG 排出量の算定に向けて対応している。引き続き対応を進めていく。

MoF 坂本：

豪州のスカボロガス田開発事業については、同志国オーストラリアから日本への LNG 調達を、近年中に実現するものとしており、日本のエネルギー安全保障上の重要な事業と聞いている。総合判断の上で限られた状況の 2 点目の類型に当たるものと整理している。その上で、エネルギー安全保障の考え方は、所管する資源エネルギー庁に質問頂きたい。

メキシコの 2 事業については、まずはメキシコの方針や計画はメキシコの NDC、国家電力開発計画、それから CFE の 5 か年事業計画等を確認している。メキシコは NDC において、従来型火力発電から、高効率なガス火力発電への移行、再生エネルギー拡大の数値目標等を掲げ、それに連なる国家電力開発計画を策定している。今回、JBIC が支援する事業だが、従来型で非効率な石油・ガス焼き火力発電所を、高効率のガス火力発電所に置換するものであり、メキシコのエネルギーtransition政策に合致し、CFE の 5 か年事業計画にも定められているものと聞いている。

JBIC 細井：

最後の質問にあった異議申し立ての部分だ。繰り返しになるが、OPP でステークホルダーエンゲージメント等がなされていることは、先ほど説明した通りだ。言われているのは、過去の 2000 年代初頭のことだと思うが、ここでの地権者と政府の合意文書のことだと思われるが、JBIC としては、先ほど申し上げたような、当局が承認した仕様の許認可確認、あとは事業者へのヒアリング、一連の環境社会配慮のプロセスを経て、事業者がステーク

ホルダー全般から苦情や異議を受ける窓口を、しっかりと確保していることは確認している。こうした体制を通じて、ステークホルダーとの間でコミュニケーションがしっかりと取れるものと判断しているので、今後もそのような形で確認をしていきたいと思う。

田辺：

特に質問 4 については、G7 合意の実施ということで、他の G7 各国も非常に関心を持っており、我々とも意見交換を行っている。我々からすると、1.5 度整合という説明がクリアではない印象を持っている。ここは国際的な議論に耐え得る、1.5 度整合の説明がより必要という意識を持っている。これは財務省に言っても仕方がないことだが、経済産業省がつくった三つの類型について、我々が G7 宣言の原文を読む限り、3 つの類型のどれかに当てはまればよいのではなく、1.5 度目標との整合は必須事項だと理解している。そこも国際的には批判というか、懸念されることは避けることはできないと理解しているので、引き続き議論していきたいと思う。

木口：

4 点目の回答について、オーストラリアに関するエネルギー安全保障のところ、同志国のオーストラリアという発言があった。以前、同志国について、新しく外務省がつくった政府安全保障能力強化支援(OA)に関する議論の時に同志国の定義を伺ったが、事実上の定義がないような答えであった。また、東アジアの一部の国を除いて、理論的には全ての国が同志国になり得る解釈ができると答えて頂いた。先ほど田辺さんから話があったが、結局はどこの国でも対象になってしまう懸念が起きる印象を受けた。

これで全ての議題が終了したので閉会としたい。